

【会議録】

実施日時：令和7年10月10日（金）14:00 から 16:00 まで

会議名	令和7年度越谷市労働報酬等審議会 会 第1回会議	実施場所	越谷市役所 本庁舎4階庁議室
件名／議題	1 開会 2 諮問 3 議事 （1）越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について （2）報告事項 ①令和6年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について ②アンケート結果について ③令和7年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について （3）協議事項 ①業務委託等に係る労働報酬下限額について 4 付帯意見に係る調査状況について 5 その他 6 閉会		
出席者等	出席委員 横家委員、杉山委員、高橋委員、竹村委員、谷野委員、山下委員 事務局 総務部：久保田部長 契約課：並木課長、小林副課長、北島主幹 傍聴者1名		
会議資料	・ 会議次第 ・ 越谷市労働報酬等審議会 委員名簿 ・ 越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について 【資料1】 ・ 報告事項 【資料2】 ①令和6年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について ②アンケート結果について ③令和7年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について ・ 業務委託等に係る労働報酬下限額について 【資料3】 ・ 付帯意見に係る調査状況について 【資料4】		

内容	別紙 会議録（要旨）のとおり
----	----------------

合意・決定事項等

- ・ 会長に横家委員、副会長に杉山委員が選出された。
- ・ 業務委託等に係る労働報酬下限額について、1,244 円として答申することとする。

1 開会

契約課長の司会により越谷市労働報酬等審議会第1回会議の開会。
(横家委員は所用により「4 諮問」まで不在)

2 会長及び副会長の選出

学識経験者である、弁護士横家委員に会長、社会保険労務士の杉山委員に副会長が相応しいという意見が委員からあり、その意見に対して異議がなかったため、会長、副会長が決定された。

3 会長あいさつ

杉山副会長よりあいさつ。

4 諮問

市長より副会長へ諮問書の交付。

5 議事

(1) 越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について

【事務局からの説明】資料1

- ・越谷市労働報酬等審議会の審議経過について資料に沿って説明を行った。

【意見等】

- ・なし

(2) 報告事項

【事務局からの説明】資料2

① 令和6年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

- ・令和6年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について資料に沿って説明を行った。

② アンケート結果について

- ・アンケート結果について資料に沿って説明を行った。

③ 令和7年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

- ・令和7年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について、資料に沿って説明を行った。

【意見等】

- ・なし

(3) 協議事項

【事務局からの説明】 資料3

①業務委託等に係る労働報酬下限額について

- ・業務委託等に係る労働報酬下限額について資料に沿い説明を行った。

【意見等】

- ・越谷市の会計年度任用職員の賃金水準も上昇する見込みがあり、考慮すべき。
- ・市内の飲食店アルバイトの時給は東京の最低賃金に近い金額のものも散見され、こうした状況を踏まえて議論したい。
- ・政府も 2020 年代に 1,500 円の最低賃金を実現するということを明言しており、今年の上げ幅に上乗せしていかないと追いつかない現状から、それを見越した金額の設定が必要である。
- ・来年の最低賃金改定時に、労働報酬下限額が最低賃金を下回ることはないよう注意して下限額を設定する必要がある。
- ・労働報酬下限額の設定に関しては、引き上げはもちろん大事であるが、近隣自治体との均衡を考えた配慮も必要である。
- ・本年 11 月からの最低賃金が 1,141 円となったが、労働報酬下限額の 1,160 円との差は 19 円であり、将来的にさらに最低賃金が上がることを考慮すべき。
- ・公務の価格という意味では、市職員や会計年度任用職員の時給と業務委託の時給を比べたときに、極端に差がない方が望ましい。

➡条例導入自治体のうち近隣自治体の下限額と最低賃金の平均比率を考慮し、令和 8 年度の労働報酬下限額（業務委託等）について、令和 7 年度から 84 円増額の 1,244 円で答申することとする。

6 付帯意見に係る調査状況について

【事務局からの説明】 資料4

- ・付帯意見に係る調査状況について資料に沿って説明した。

【意見等】

(業務委託に関する契約の職種別下限額について)

- ・同じ業務委託契約の中でも、資格が必要な職種と必要ない職種が混在するケースがあり、資格を持つ人に対する評価を行う意味でも、職種別賃金の導入検討が必要である。
- ・一方、設定する職種や、職種ごとの賃金設定の基準を定めるためには他自治体への調査が必要である。

➡他自治体の職種別下限額の設定状況や、支払賃金の把握方法について引き続き調査を行うとともに、本市の対象業務委託についても内容を精査し、検討を進めることとする。

(その他)

- ・総務省から契約後の状況に応じた必要な契約変更（賃金スライド）の実施や、工事以外の契約における最低制限価格制度等の適切な活用について依頼が出ており、適切な運用をお願いしたい。
- ・前回付帯意見とした、工事請負に関する他自治体における労働者の賃金把握状況の調査研究については、次回の審議会でも回答をいただきたい。また、今後建設工事の労働者向けアンケートを行う際、事業主に対しては下限額に応じた金額で労務費を計算しているか等、労働者については、賃金の計算の仕方を理解しているか等、項目を分けて聞いてほしい。

7 その他

➡審議いただいた業務委託等の労働報酬下限額については、審議会終了後、直ちに答申としてお預かりする。

8 閉会

事務連絡の後、閉会。